

地方独立行政法人市立大津市民病院役員報酬等規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人市立大津市民病院(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 常勤の役員の報酬は、給料、賞与及び通勤手当とし、非常勤の役員の報酬は、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人市立大津市民病院職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)が役員を兼ねる場合は、役員としての報酬を支給しない。

(常勤役員の給料)

第 3 条 常勤の役員の給料は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 1,010,000 円
- (2) 副理事長 月額 880,000 円
- (3) 理事 月額 650,000 円

2 医師として診療業務に従事する役員にあつては前項の額に 130,000 円を加算した額を給料とし支給する。

(通勤手当)

第 4 条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

2 任命直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、職員の例で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 か月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。)が 2 万円を超えるときは、支給単位期間につき、2 万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用する

ものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

(賞与)

第5条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する常勤の役員に対して支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、地方独立行政法人市立大津市民病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第2条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会が行う業績評価の結果(以下「業績評価の結果」という。)、及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 前項の賞与の増額又は減額は、業績評価の結果を受けて、翌年度の賞与について行うものとする。

5 第2項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前1か月以内に、退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額とその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

(非常勤役員手当)

第6条 理事及び監事の非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。

(1) 理事 日額 50,000円

(2) 監事 日額 50,000円

2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(退職手当)

第7条 常勤の役員が退職(任期満了又は死亡の場合を含む。)した場合には、退職手当を支

給し、非常勤の役員に対する退職手当は、これを支給しない。

2 常勤の役員に支給する退職手当の額は、退職又は死亡した日においてその者が受けるべき給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる場合を乗じて得た額とする。

(1) 理事長 100 分の 43

(2) 副理事長 100 分の 38

(3) 理事 100 分の 28

3 前項の退職手当の額を定めるに当たっては、任期期間中における業績評価の結果、常勤の役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項に規定による退職手当の額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 第 2 項の在職月数の計算は、常勤の役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

5 前 4 項に規定する退職手当は、第 3 項の業績評価の結果を受けた後、支給する。

6 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 17 条第 2 項(第 1 号を除く。)又は第 3 項の規定により理事長を解任された場合は、退職手当は支給しない。

7 職員が役員を兼ねるときは、役員の退職手当は支給しない。

(災害補償)

第 8 条 職員(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条に規定する職員をいう。)以外の役員のうち労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の規定の適用を受けないものの災害補償については、同法の例によるものとする。

(報酬等の支給方法)

第 9 条 役員の報酬及び退職手当の支給方法、支給制限等については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。